附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に運転免許を受けている者の有する運転免許証は、この省令による改正後の動力車操縦者運転免許に関する省令第三条第四項の規定及び第一号様式にかかわらず、この省令の施行後も、なお有効とする。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第九十五号

道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令第三百三十二号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の六十四及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十六条の二第一号の規定に基づき、並びに同法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）及び同令を実施するため、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路法施行規則等の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められる太陽光発電設備等） **第四条の四の九**　令第十六条の二第一号の国土交通省令で定める太陽光発電設備又は風力発電設備は、道路の整備及び管理並びに利用並びに道路の周辺の地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減に寄与すると認められる太陽光発電設備又は風力発電設備とする。 （営利を目的としない法人に準ずる者） **第四条の四の十**　法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二　（略） （地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者） **第四条の四の十一**　法第三十三条第二項第七号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。 （災害応急対策施設管理協定の公告等） **第四条の十六の三**　法第四十八条の二十九の七第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～四　（略） （道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為） **第四条の二十八**　法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。 一　（略）	（新設） （営利を目的としない法人に準ずる者） **第四条の四の九**　法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。 一・二　（略） （地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者） **第四条の四の十**　法第三十三条第二項第六号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものとする。 （災害応急対策施設管理協定の公告等） **第四条の十六の三**　法第四十八条の二十九の六第一項の公告及び同条第三項の公示（同条第四項において準用する場合を含む。）は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～四　（略） （道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為） **第四条の二十八**　法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。 一　（略）